

■ 院内感染防止対策に関する基本方針

第1条 基本的な考え方

国際医療福祉大学成田病院では、来院されるすべての患者さんの安全と安心の確保をめざし、スタンダードプリコーションをはじめとする科学的根拠に基づいた感染対策を、確実かつ継続的に臨床実践し、質の高い医療を提供できるよう、職員一同取り組むことを基本とする。

第2条 感染対策に関する組織と体制

感染対策推進のために、本指針に基づき以下の組織を設置する。

1. 院内感染対策委員会
2. 感染対策チーム(Infection Control Team: ICT)拡大会議
3. 感染対策チーム
4. 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)
5. 感染リンクドクター会
6. 感染リンクナース会

第3条 感染対策のための職員研修

感染制御全般の徹底と推進を目的とし以下の研修を実施する。全病院職員を対象に年2回の研修を行い、録画講習により広く対応する。研修参加者の職種、人数、成果などを記録に残して研修を評価する。

- 全職種新入職員を対象とした基本研修
- 全職員対象の手指衛生の強化推進
- 全職員対象の感染対策講習会(年2回)
- 医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師を対象とした抗菌薬適正使用関連の研修
- 看護職を対象とした感染防止技術の研修
- 職種別の研修
- 委託作業員等を対象とした研修

第4条 院内感染等発生状況の報告

院内で問題となる感染症または感染状況が発生した場合は、当該診療科主治医および当該病棟看護師長は、それぞれ感染制御部門(仮称)に早急に報告を行う。また微生物検査部門(仮称)は、同様の事象発生を把握した際には、感染制御部門(仮称)に直ちに報告する。微生物検査部門からの即時報告対象微生物は別途規定に従う。

第5条 感染発生時の対応

院内で問題となる感染症または感染状況の発生連絡を受けた場合には、院内感染対策委員会の指示のもとに、ICTは直ちに当該部門に介入し、発生時期、発生件数、患者の症状、発生要因などを調査し、原因の究明、感染経路の遮断、適切な治療を指示し、感染の伝播拡大や再発防止の指導および実施状況の確認にあたる。発生状況によっては、病院長はじめ病院管理部門に規程の連絡網にて連絡し、行政報告の要否等について指示を仰ぐ。

第6条 感染対策指針の閲覧

本指針は、イントラ等に掲載し広く職員に知らしめるとともに、患者等外部からの閲覧要望があれば応じる。

第7条 その他

本指針は2020年4月1日策定とする。

感染症法の改正や感染対策に関する組織変更が行われた場合などには、必要に応じて本指針の改訂を院内感染対策チーム拡大会議にて審議し、院内感染対策委員会の承認をもって改訂することができる。

令和5年4月1日



国際医療福祉大学成田病院
病院長